令和８年（フ）第２３３号
静岡県伊東市玖須美元和田726番地の140、前住所東京都世田谷区上野毛２丁目４番１号シティコア上野毛401
債務者　梶野　拓真
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２３７号
静岡県三島市本町１番31号　レオパレスルーチェ・マーレ101
債務者　廣川　紅葉
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１５７号
奈良県橿原市中町255番地
債務者　堀口　貴弘
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１８９号
奈良県橿原市白橿町５丁目１番15―103号
債務者　伊瀬知佳子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１０１号
香川県高松市高松町1715番地　ラ・トゥール高松町Ｆ１　203
債務者　菊野　知佳
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１８３号
香川県さぬき市寒川町石田西52番地15
債務者　東滝　友子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１０００号
東京都昭島市拝島町５丁目９番22号
債務者　井上　昌代
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１４７号
東京都西東京市保谷町２丁目６番１号アパートメントヤギサワ302号
債務者　泉　　洋子
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２２７号
東京都立川市柴崎町４丁目11番14号新生寮
債務者　タナカ　エミリー　アルケーロ
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６５号
香川県坂出市府中町555番地150、旧住所香川県坂出市府中町5158番地１　ビレッジハウス本村２号棟307号
債務者　清水　美緒
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第８７号
香川県坂出市築港町一丁目５番27号ガーデンハイツⅡ－Ａ棟101号
債務者　笹田　沙織
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第１８０号
沖縄県沖縄市登川２丁目32番12号　コーポラスＫＩＮＡ３－Ａ
債務者　水谷　　翔
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２２１号
沖縄県うるま市喜仲三丁目７番13号　Ａ
債務者　金城　　学
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２４１号
沖縄県うるま市字赤野1311番地１　サンシェルタアカノ301
債務者　阿嘉　和弥
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２４２号
沖縄県うるま市字赤野1311番地１　サンシェルタアカノ301
債務者　阿嘉　未来
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１８８号
岐阜県羽島市桑原町小薮998番地１、前住所岐阜県不破郡関ケ原町大字松尾365番地の１
債務者　大橋美穂子（旧姓　西田）
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３６２号
岐阜市長良2435番地１（松籟荘３棟　34号室）
債務者　古田　節子
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
岐阜地方裁判所